

公立大学法人滋賀県立大学動物実験専門委員会設置要綱

(設置および趣旨)

- 第1条 公立大学法人滋賀県立大学研究推進委員会規程第8条第1項の規定に基づき、動物実験専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
- 2 この要綱は、公立大学法人滋賀県立大学研究推進委員会規程第8条第2項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議または調査し、学長に報告または助言を行う。
- (1) 動物実験計画の動物実験関係法令等および動物実験要綱適合性の審査に関すること。
 - (2) 動物実験計画の実施状況および結果に関すること。
 - (3) 実験動物の飼養保管施設、実験室の設置・廃止および維持管理等に関すること。
 - (4) 動物実験、実験動物の適正な取扱いおよび関係法令等に関する教育訓練の内容ならびに体制に関すること。
 - (5) 自己点検・評価および外部機関等による検証の実施に関すること。
 - (6) その他動物実験等の適正な実施に必要な事項。

(組織)

- 第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 研究を所掌する理事
 - (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する本学専任教員
 - (3) 実験動物に関して優れた識見を有する本学専任教員
 - (4) その他学識経験を有する本学専任教員
 - (5) その他本学に所属しない者で委員長が必要と認める者
- 2 前項第2号から第4号に掲げる委員については委員長が指名する。
- 3 第1項第2号から第5号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 5 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員長)

- 第4条 専門委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は研究を所掌する理事をもって充て、副委員長は委員長が指名する。
- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

- 第5条 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会の承認を得て、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(事務)

第6条 専門委員会の事務は、事務局地域連携・研究支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、研究推進委員会の議を経て学長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に公立大学法人滋賀県立大学動物実験委員会規程（以下「旧規程」という。）第3条第1項第2号から第4号および第6号の委員であったものが引き続き施行日において第3条第1項第2号から第5号の委員である場合の第3条第3項の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期は通算しない。

付 則

この要綱は、令和6年9月26日から施行する。